

新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組について

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び国の「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、区立学校の臨時休業を実施した。また、令和2年度の教育課程等の実施に当たり、1学期の対応について各学校に考え方を示した。その主な内容について、以下のとおり報告する。

1 区立学校の臨時休業に伴う対応について

(1) 臨時休業期間

令和2年3月2日（月）から令和2年5月31日（日）まで

(2) 児童・生徒への感染防止に向けた指導及び健康管理について

- 不要不急の外出等は控え、基本的には自宅で過ごすよう指導を行った。
- 同居の家族もしくは児童・生徒が感染あるいは濃厚接触者となった場合は、学校へ連絡を入れるよう保護者へ周知し、校長は迅速に教育委員会に報告することとした。
- 定期健康診断等（法定）については、年度内に実施できるように各学校においてカリキュラムとの調整を行うこととした。

(3) 教職員の勤務等について

- 緊急事態宣言後は原則として自宅勤務を行うこととした。緊急の連絡等に対応できるよう、管理職1名と教員1名は通常勤務の体制をとり、5月11日以降は、管理職1名と教員2割程度の体制とした。

(4) 卒業式、修了式及び入学式について

- 参列者の制限や時間短縮などを行った上で実施した。
- 入学式が実施できなかった学校は、臨時休業が終了した後に実施する。

(5) 登校日及び家庭学習への対応等について

- 令和2年度当初は登校日を設定することとしていたが、緊急事態宣言を受けて中止とした。
- 4月8日（水）から10日（金）までの間で、各学校が日程を設定し、教科書を配布した。また、学習課題を示し、学習状況や成果の把握に努めた。
- 臨時休業の延長により、学校とのつながりの希薄化等を招かないために、電話による連絡など、双方向でのかかわりを重視した取組を工夫した。

(6) 部活動について

- 部活動は校内、校外にかかわらず中止した。

(7) 臨時休業期間中の児童の学校の居場所の提供について

- 3月9日（月）から4月10日（金）まで、真にやむを得ない事情により自宅等で過ごすことが困難な小学校1～3年及び小学校特別支援学級の児童について、居場所を提供した。
- 済美養護学校においては、休業期間中に自宅等で過ごすことが特に困難な児童生徒の預かりを行った。

(8) 臨時休業中の学校開放事業について

- 遊びと憩いの場開放事業、登録団体開放及び一般目的外使用は中止した。

(9) 区立子供の臨時休園等について

- 短時間保育については、臨時休園とし、長時間保育については、医療関係者など家庭での保育が困難な方に限り保育を実施した。

2 令和2年度 臨時休業終了後の教育課程等の実施について

(1) 学校再開日

令和2年6月1日(月)

(2) 学校における集団感染の防止の留意点について

- 学校環境における感染症対策として3つの条件が同時に重なる場を避けるとともに、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
- 液体石けん等や手指消毒剤を設置したり、多くの児童・生徒が手を触れる箇所は1日1回以上消毒液を使用して清掃したりして、感染予防に努める。
- 児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット等の励行や日々の健康観察の徹底について指導するとともに、保護者に協力を依頼する。

(3) 登校日の設定について

- 実施期間 令和2年5月25日(月)から5月29日(金)
- 目的 児童生徒の学習状況の確認及び健康観察や心のケアを適切に行うこと。

(4) 入学式について

- 参列者の制限及び時間の短縮などを行った上で、主に次の点に留意して実施した。
- 原則、校庭での実施とし、参列者は、新1年生、教職員及び各家庭2名以内の保護者とした。
 - 国歌斉唱を含め歌の斉唱は行わなかった。

(5) 児童生徒、教職員の安全を重視した段階的な学校再開について

全ての児童生徒が安全・安心に学校教育を受けられるようにするため、段階的な学校再開を行っている。

- 実施期間 令和2年6月1日(月)から6月12日(金)
- 各段階
ア 6月1日～9日 分散登校：1日2時間程度の授業を実施
イ 6月10日～12日 分散登校：1日2時間程度の授業を実施（給食あり）
ウ 6月15日～ 通常授業

(6) 教育活動の実施について

- 1学期の小学校移動教室、中学校修学旅行については、2学期以降に延期する。
- 令和2年度のフレンドシップスクール、特別支援学級連合移動教室については、中止とする。
- 遠足、社会科見学及び職場体験は原則中止または2学期以降に延期とする。徒歩での実施が可能なものについては状況によって可能とする。
- 外部講師を招いた授業や学校公開、授業参観等は、原則中止または2学期以降に延期とする。
- 各種学力調査、体力調査については中止とする。

(7) 部活動について

- 実施は授業日のみとする。自校内での活動に限り、対外試合等への参加は自粛する。
- 関係各所と活動内容等について調整し活動再開を目指す。感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い一部の活動については、活動時間短縮や活動内容の工夫を行う。

(8) 学校開放事業について

- 遊びと憩いの場については、通常授業開始日（6月15日）を基準日として、開放指導員の体制が整った学校から順次再開とする。なお、6月中は用具貸出を見合わせる。
- 登録団体開放・一般目的外使用については、校庭は、通常授業開始日（6月15日）以降、利用調整の期間（2週間程度）を設けたうえで、7月1日から再開とする。体育館、教室については、再開後の学校運営状況や感染状況等を見極めるうえで、今後判断する。

(9) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処及び児童生徒への心のケアについて

- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた未然防止の指導を行うとともに、児童生徒の心身の様子を学校全体で注意深く見守り、必要に応じて関係各所と密に連携を取り合って対応する。

杉並区立学校感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

杉並区教育委員会
(令和2年5月策定)

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、令和2年3月24日付、31杉教第11398号「新型コロナウイルス感染症に関する令和2年度の教育課程等の実施について（通知）」により指し示した、当面1学期の対応について、その後の状況変化や国及び都から示された学校再開に関するガイドライン等の考え方も踏まえ、杉並区教育委員会として、**臨時休業明けから1学期**における教育活動の再開時取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものである。なお、本指針は今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえるとともに、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、必要に応じて適宜、改訂・追加していく。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4点の対策を講じることが重要である。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件（三密）が同時に重なる状況の徹底的な回避
 - ①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集 ③近距離での会話や発声

（参考）本ガイドラインにおける関連通知

区通知（令和2年3月24日31杉教第11398号）

- 「新型コロナウイルス感染症に関する令和2年度の教育課程等の実施について（通知）」

国通知

- 「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について（通知）」及び同通知別添1・2（新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン）（令和2年3月24日元文科初第1780号）※ガイドライン変更有（令和2年4月17日2文科初第137号）
- 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日2文科初第222号）」
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（令和2年5月15日2文科初第265号）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）

都ガイドライン（公開日：令和2年3月26日）

- 都立学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）

I 学校再開の場合

1 感染症予防策の徹底

(1) 学校環境における感染症対策

ア 学校は、感染防止のための3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるよう、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。

・教室等の換気の徹底

可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて対角線上に空気の流れを作ることが望ましいが、夏季においては熱中症予防も考慮し、1校時間毎に1回は行う。体育館など天井が高く広い部屋でも、同様に換気を行う。窓のない部屋は、常時入口を開ける。冷暖房設備を使用時も定期的に換気を行う。換気の程度は、天候や教室の位置により異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。

・席の適切な配置により、密集を避ける。

・近距離（おおよそ1～2メートル間）での会話や発声、集団での合唱などは控える。

イ 教室の温度・湿度については、空調・冷暖房設備等や衣服による温度調節を含めて、適切に管理する。

ウ 手洗い等については、校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置するなど、感染予防に努める。手指消毒剤により皮膚に過敏症状等を起こす場合は、石けんと流水での手洗いを十分に行う。

エ 咳エチケットの徹底として、校内への立ち入りの際は、必ずマスクを着用する。なお、高温・多湿の環境下における運動時には、マスクの着用は必要ない。

（国内・都区内の感染状況が収束するまで）

オ 校内の清掃について

・日常的な校内清掃については、教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃する。消毒液については、次亜塩素酸ナトリウム希釈液を積極的に利用する。金属部分は消毒用エタノールが望ましい。なお、トイレの清掃については、区の定める実施方法により行う。

・感染が疑われる児童生徒の教室及びその者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は有害であるため行わない。消毒・清掃に使用した手袋等は、2重のビニール袋に入れ袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。

(2) 児童生徒への健康指導

ア 学校は、児童生徒に対し、こまめな手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊び

の後、トイレ使用后など)、咳エチケット（マスク着用等）の励行について指導する。手洗いの際に、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないように指導する。うがいは、のどの感染予防の一手段であるため、外から教室に入る時等やできる範囲で行い、帰宅後の自宅での励行を指導する。

イ 児童生徒には、自宅で、毎朝の検温と体調の変化等について「健康観察票」（別紙）に毎日記録し、保護者に確認をしてもらったものを登校時に担任等に提出するよう指導する。発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、学校へ連絡するなど保護者に協力を依頼する。

ウ 自宅で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時、教室に入る前に、教室の入口等で非接触式電子温度計も活用して検温及び健康観察を行う。発熱等の症状がある場合は、養護教諭や校長と相談し、保護者に連絡して、帰宅を指示する。

エ 登校後に、児童生徒に、発熱等の風邪症状がみられる場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、速やかにマスクを二重にさせ、保護者に連絡して、安全に帰宅させる。

オ 保護者等が来校し、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を避けるよう、別室（保健室の他に別室やコーナー等を設けて）で待機させるなどの配慮をする。別室等への移動は、できる限り人や物の接触を避け、マスクの上をハンカチ等で覆うなどして移動させる。別室等での見守りは、2メートル程度の距離を置いて様子を観察し、症状の急変などには、教職員で連携して対応する。

特に、基礎疾患のある児童生徒には十分留意して観察する。別室での対応となることについては、事前に全児童生徒に指導しておく。

カ 保護者には、できるだけ速やかに引き渡すとともに、かかりつけ医等への受診を促し、症状が消失するまでは自宅で休養するよう指導する。（その場合は、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。）発熱等の症状が4日以上続く場合は、杉並区帰国者・接触者相談センターへ相談をするように指導するとともに、受診や相談の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。

キ 当該児童が学童クラブを利用する場合は、保護者の引き取りまで学校で待機させ、引き取り終了後に職員は帰宅する。

（3）教職員への健康指導

上記（2）については、教職員についても同様の扱いとする。

（4）外部人材について

来校前に自宅で検温するよう依頼するとともに、発熱等の風邪様の症状がみられるときは、学校での活動を中止する。また、こまめな手洗い、咳エチケット（マスクの着用等）の励行等については、教職員と同様の扱いとする。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、全校集会、学年を超えた活動等は、原則中止とする。

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、児童生徒及び教員は飛沫防止のためマスクを必ず着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は極力控える。

ウ 体育を実施する際は、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）は行わず、児童生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は授業への参加は強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、感染リスクを避けるためには児童生徒の間隔を十分確保するなど事務連絡令和2年5月21日付「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を踏まえた取扱いとする。

エ 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画・評価計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

- ・理科、生活科、図画工作及び技術家庭科等においては、実験や活動を行う際、窓を開け換気を十分に行い、1グループの人数を少なくするなど3密を避けて実施する。
- ・定期健康診断が今年度中の実施となるため、水泳運動系、水泳の領域は、今年度は実施しない。その場合でも、事故防止の観点からこれらの心得について必ず取り上げる。
- ・音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器等の指導や身体の接触を伴う活動は実施しない。
- ・家庭科において、調理などの実習は実施しない。

(2) 学校行事

令和2年3月24日付31杉教第11398号「新型コロナウイルス感染症に関する令和2年度の教育課程等の実施について」に基づく。

ア 宿泊を伴う校外学習について

- ・小学校移動教室については、2学期以降に延期する。
- ・小学校特別支援学級連合富士移動教室については、令和2年度は実施しない。
- ・中学生フレンドシップスクール、中学校特別支援学級連合野辺山移動教室については、令和2年度は実施しない。
- ・中学校修学旅行については、2学期以降に延期する。

イ 遠足、社会科見学（生活科）等の校外学習及び職場体験学習について

- ・中止とする。徒歩での可能な校外学習は状況によって実施を可能とする。

ウ 避難経路の確認について

- ・学校再開後、速やかに行う。避難訓練など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、三密を避け、短時間で実施するなど工夫して行う。

エ その他の教育活動の実施について

①外部人材を講師とした学習活動について

- ・講師（地域協力者含む）を招いた授業等は、中止または2学期以降に延期する。

②学校公開及び授業参観について

- ・学校公開及び授業参観は、中止または延期とする。なお、1学期の道徳授業地区公開講座は2学期に延期する。意見交換会等は、アンケートに替える等の工夫することも可能とする。

③土曜授業の実施について

- ・令和2年度は、通常の授業を行ってもよいこととする。

④運動会について

- ・延期とする。なお、体育科・保健体育科の授業の発展として、学年や学級での記録会の実施に替える等の工夫を行ってもよい。

⑤音楽鑑賞教室について

- ・中止とする。

⑥学力調査等について

- ・「全国学力学習状況調査」、「児童生徒の学力向上を図るための調査」及び「杉並区特定の課題に対する調査」については中止とする。

⑦プールでのヤゴ取りについて

- ・教育活動及び行事・イベント形式のヤゴ取りは、今年度は中止とする。ただし、少人数での教職員及び地域協力者によるヤゴ取りは行うことができる。

⑧上記以外の教育活動について

- ・休み時間も含め、「換気の悪い密閉空間」「人が密集」「近距離での会話」という三

密が同時に重なる教育活動を避けた上で、感染拡大防止を十分に行い実施する。

(3) 学校給食について

- ア 配膳の際は、児童生徒が間隔を空け、会話を控えて並ぶなどの工夫を行う。配膳の前後は、静かに着席して待つ。
- イ 児童生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは、喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に置き食後はすぐに装着する。
- ウ 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」及び杉並区の「学校給食の手引き」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。
- エ 児童生徒及び教職員全員が給食前後の手洗いを徹底する。
- オ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態は良好であるか、衛生的な服装（白衣・エプロン・帽子・マスク等）をしているか毎日点検する。
- カ 食物アレルギー児の対応及び体制について校内で再確認し、適切に対応する。

(4) 学校保健について

ア 基準

- ・学校環境衛生基準に基づき適切な衛生状態が確保されるよう配慮し、学校環境衛生管理に努める。

イ 水質検査等

- ・学校の再開にあたっては、飲料水の水質検査を給水システムの末端の給水栓で行い、複数の高置水槽がある場合は、その系統ごとに行う。直結給水についても検査を行う。
- ・飲料水の水質検査にあたっては、特に多めに放水した後、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味などを点検し、飲料水として異常がないことを確認する。また、冷水器についても、同様の点検を行う。

ウ プールの衛生管理等

- ・児童生徒の定期健康診断が2学期以降に実施されることに伴い、例年、学校薬剤師等が実施しているプールの水質検査は実施しない。
- ・プール施設等の清掃は、例年より時期を遅らせて、今年度は、年に1回実施する。実施時期等については、別途所管課（庶務課・学校整備課）から通知する。

エ 保健室での対応

- ・発熱、咳等の症状がある児童生徒については、感染が疑われる児童生徒として、あらかじめ準備した別室等で対応する。別室等の準備として、簡易ベッド（診察台等）や椅子、ティッシュやビニール掛けしたゴミ箱等を準備するなど、学校再開前に、教職員の協力を得て校内環境を整えておくことが望ましい。
- ・感染が疑われる児童生徒が使用したりネン類は、単独で洗濯機で洗う。おう吐物や下

痢等の排泄物が付着した場合は、おう吐物や排泄物を除去した後に、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。除去しきれない場合は、2重のビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する（ノロウイルス感染症対策に準じる）。

- ・感染が疑われる児童生徒が鼻をかんだティッシュやマスク、応急処置に使用したビニール手袋等のごみの処理は、2重のビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。
- ・応急処置を行うためのマスク、ビニール手袋は等の準備は、通常の感染症予防のための衛生用品として整えておく必要があるが、フェイスシールド、ディスポガウン等の防護用品は、おう吐物等の処理用にあらかじめ簡易な物を準備しておくことと便利である。基本的には、感染が疑われる児童生徒には極力接触を避けて対応する。

(5) 部活動

ア 活動内容等

- ・授業日以外はず、自校内での活動に限る。また、練習試合、合同部活、対外試合、多数の生徒等が集まる場への参加は行わない。
- ・定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は延期又は中止する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、都内及び区内の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ・運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行い、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意する。
- ・活動内容も基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、生徒が密集する活動、飛沫感染のおそれが高い活動は行わない。
- ・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い一部の活動については、活動時間短縮や活動内容の工夫（生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に差し替える。管楽器を用いた活動については、個人練習や少人数で十分な距離を保って行う。等）を行う。

イ 感染防止対策

- ・部活動における基本的な感染防止対策は、本ガイドライン「1 感染予防策の徹底」に準ずる。
- ・体育館や武道場、教室など屋内で実施する活動については、その場所のドアや窓などを十分に開放し、十分な換気を行うとともに、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所や用具の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。また、用具については不必要な使いまわしをしない。

- ・更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

ウ その他

- ・活動再開にあたっては、部活動活性化事業受託事業者、外部指導員等とも活動内容等について調整を行った上で指導を行う。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が部活動の実施状況を把握する。
- ・活動内容や感染症防止対策を保護者に周知するとともに、部活動での感染症罹患のリスクを心配する保護者の意向等により、部活動に参加しない生徒がいることを把握した場合は、自宅で取り組むことができる課題（トレーニングメニュー等）を与えるなど、可能な配慮を行う。

(6) 保護者会、学校運営協議会等

ア 保護者会

- ・可能なものは2学期以降に延期する。
- ・実施する場合においては、時間短縮や参加人数の精査、広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じる。

イ P T A総会等

- ・P T A役員・委員等選出及びP T A総会については、学校が実施するものではないが、現在の状況を踏まえ、書面による役員・委員選出などの工夫を自校のP T A関係者に依頼する。
- ・実施する場合においては、時間短縮や参加人数の精査、広い会場での実施、換気の徹底等を自校のP T A関係者に依頼する。

ウ 学校運営協議会、学校評議員会

- ・時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じたうえで実施する。

エ 学校支援本部、放課後子ども教室、土曜日学校、青少年委員との連携活動

- ・会議を開催する場合は、時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等を、自校と連携している団体に依頼する。
- ・1学期中の活動は、自校内での活動を基本とするとともに、活動内容、使用会場、参加人数などについて、三密を防ぐ計画とするよう各団体に依頼する。なお、放課後子ども教室の活動再開時期については、別途、学校支援課より通知する。
- ・土曜日の活動やイベント、行事については、2学期以降に延期するなどの対応を自校と連携している団体に依頼する。
- ・上記イからエの趣旨については、学校支援課からもP T A連合協議会、青少年委員、学校支援本部等の各団体宛てに依頼する。

(7) 授業時数の考え方について

- ア 各教科等の授業時数が学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を可能な限り下回らぬよう編成（計画）する。なお、余剰時数は、学習指導要領に示されている内容を指導できれば必要としない。
- イ 夏季休業期間の短縮や土曜授業の月2回までの設定等の工夫により授業時数を確保する。なお、土曜授業の設定については、児童生徒の心身の負担及び教職員の勤務等について考慮する。また、今年度に限り、都民の日条例に規定する日、開校記念日は授業日としてもよい。
- ウ 夏季休業日の基準日は、8月1日から8月23日までとする。なお、杉並区立学校の管理運営に関する規則第3条の2第3項において、夏季休業日を変更する場合は届け出るものとする。

3 登校の判断

(1) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るようにする。その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

- ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。
- イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・

- 医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処及び児童生徒への心のケア

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族に対して

感染者や濃厚接触者とその家族はもちろん、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた未然防止の指導を行う。また、子どもや保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を周知する。なお医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族にもつ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機としない。

(2) 児童生徒への心のケア

学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられる。ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。

5 就学前教育

幼保小連携における児童と幼児の交流等は中止とする。

6 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する等の工夫をする。管理職は、毎日、教職員の体調・健康状況の把握に努める。

- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合はすぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておく。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

7 教職員の勤務・サービス

原則、通常勤務とする。なお、詳細については、別途通知する。（都費教職員及び区費教職員については都通知、区費職員については区通知に準ずる。）